

3. 所轄砂町署ニアリテハ會社側ノ意向ヲ徹シタル上五月五日
午後一時後業員代表 阿原木軍治外一名ヲ招致シ就業方ヲ
諭示スル所アリ代表モ之ヲ諒トシ直々ニ工場ニ引揚ガ令所
ニ於テ

(1) 後業員ノ意向ハ充分重役ニモ映シタ

(2) 重役間ノ問題モ後業員カ罷業ヲ續行シテハ却ツテ軋轉ヲ
増長スル

ノ趣旨ヲ述ベ就業方ヲ獲得シタル結果ニ三反対意見アリ
タルモ之ヲ承認スルコトハナリ尚會社側ニ於テハ罷業中
ノ賃金ハ標準日給ヲ給與スルコトハナリ五月六日午前七
時ヨリ一斉就業シ一應解決セリ

七. 解決後ノ推移

以上ノ通り一應解決ヲ見タルモノ、社長 石山重役間ノ間

題ハ尚釈然タラス 告辭問題ヲ繞ツテ相當紛糾スルモノ、如
ク後ツテ之レニ關心ヲ有スル後業員ハ尚不安ヲ抱キ再燃ノ
虞ニアリ 注意中

石及申報候也